

食安輸発0607第4号
平成24年6月7日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「平成24年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について

標記については、平成24年3月29日付け食安輸発0329第2号（最終改正：平成24年6月7日付け食安輸発0607第3号）に基づき実施しているところです。

今般、厚生労働科学研究結果や、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食中毒部会の審議結果等を踏まえ、平成23年7月11日付け食安監発0711第1号「*Kudoa septempunctata*の検査法について（暫定版）」により検査を実施し、筋肉1グラムあたりのクドア孢子数が 1.0×10^6 個を超えることが確認された場合、食品衛生法第6条に違反するものとして取り扱うよう、本年6月7日付け食安発0607第9号にて各検疫所長あて通知されたことから、近年の食中毒発生状況を踏まえ、標記通知の別添のⅡ「畜水産食品のモニタリング検査実施要領」を別紙のとおりとするので、御了知の上、対応方よろしく申し上げます。